#### 景気対応緊急保証の件(拡大の経緯)

 2010年2月24日

 社団法人 日本医師会

1. 2007 年 11 月 28 日 日本医師会定例記者会見において「経済財政諮問会議『平成 20 年度予算編成の基本方針』に対する日医の見解」を公表 【参考 1】

経済財政諮問会議が、11月26日に了承した「平成20年度予算編成の基本方針(案)」の「原油価格の動向等が我が国経済に与える影響には留意する必要がある」に関し、ライフライン産業である電気料金、ガス料金は燃料費の占める割合が高く、燃料価格の変動を料金に反映させることができるが、診療報酬にはそのような仕組みがないため、今後は原油価格の上昇が医療機関に与える影響も考慮する必要があるとした。

2. 2007 年 12 月 5 日 日本医師会定例記者会見において「『平成 20 年度予算編成の基本方針』の閣議決定を受けて」を公表 【参考 2】

診療報酬には光熱水費の上昇を反映させる仕組みがない。しかし、原油価格の上昇が 医療機関に与える影響も考慮する必要がある。

3. 2008年10月31日 中小企業庁が「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」を開始

「安心実現のための緊急総合対策(8月29日、政府与党決定)」において決定された新しい保証制度「原材料価格高騰対応等緊急保証」を10月31日から開始。しかし、本制度に医療関係は入っていない。

4. 2009 年 2 月 18 日 日本医師会定例記者会見において「『グランドデザイン 2009』刊 行について」を公表 【参考3】

グランドデザイン 52 頁 ② 医療機関の再生産のためのコスト

電気料金、ガス料金は、原燃料価格の変動を料金に反映できる。さらに、料金には 原価(人件費、燃料費、減価償却費、諸税等)だけでなく、「適正利潤」として資産に 一定の報酬率を乗じた事業報酬が含まれる。これにより、再生産と安定供給がされる 上、コスト削減を行なっても報酬が減額されないため、効率化インセンティブも働くとされている。報酬率は、電気料金においては事業資産の3%強である。

診療報酬には再生産費用に係る明確な項目は規定されていない。しかし、安定供給は電力、ガスと同等かそれ以上に重要である。電力会社等の資産は、固定資産、運転資本、繰延資産等である。医療機関もそれらの資産を維持、強化しなければならず、最低でも、固定資産の維持は必須である。そこで、固定資産に 3%を乗じた金額を足下の医療費に加算する。病院の場合、固定資産の 3%は医業収入の 2.9%に相当するので、現時点で医療費を 2.9%引き上げることとする。

5. 2009 年 3 月 21 日 首相官邸において「経済危機克服のための有識者会合(社会保障)」 が開催される 【参考 4】

唐澤会長が出席し、政府が 2008 年 10 月に立ち上げた「原材料価格高騰対応等緊急 保証制度」の対象業種に、医療を組み入れることを要求。

6. 2009 年 3 月 29 日 第 120 回日本医師会定例代議員会

福岡県・江頭啓介代議員より、地域を支える中小病院支援に関する質問に中川常任理事が、去る3月21日に総理官邸で開催された「経済危機克服のための有識者会合」において、唐澤会長が「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」の対象に医療機関を含めることを要望しており、現在交渉中であることを報告。

7. 2009 年 12 月 8 日 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定

#### 内容の抜粋

#### 金融対策

(1)「景気対応緊急保証」の創設等

景気対応緊急保証の創設等により、中小企業者等に対する金融機関からの円滑な 資金供給を促進する。

< 具体的な措置>

- ○「景気対応緊急保証」の創設等
  - (7)「景気対応緊急保証」の創設
  - ・来年3月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種

の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、 例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような、使い勝手を高 めた信用保証制度に変更する(平成22年度末までの時限措置)。

8. 2010 年 1 月 12 日 役員会において「緊急保証制度の指定業種見直しに関する要望について」協議

同日、唐澤会長名で、民主党幹事長・副幹事長・経済産業大臣・厚生労働大臣あてに 「緊急保証制度の指定業種見直しに関する要望」を提出

- 9. 2010年1月28日 平成21年度第2次補正予算の成立
- 10. 2010 年 2 月 15 日 景気対応緊急保証制度を原則全業種(医療、介護事業などを含む)を対象とした利用の開始 【参考 5】

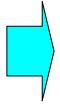
2010年2月10日 「景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策について」 都道府県医師会長あて通知を送付

2010年2月17日 「『景気対応緊急保証制度について』の送付について」 都道府県医師会介護保険担当理事あて通知を送付

- I 安定した経済成長と改革の推進
- 1成長力強化に向けて

(我が国経済の現状と見通し)(1頁)から抜粋

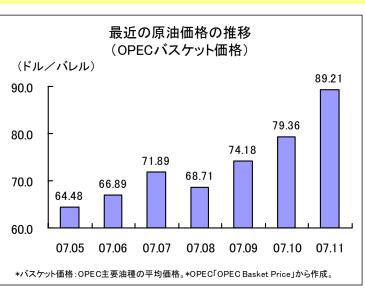
「原油価格の動向等が我が国経済に与える影響には留意する必要がある」



ライフライン産業である電気料金、ガス料金は燃料費の占める割合が 高いので、燃料価格の変動を「燃料費調整単価」として料金に反映さ せることができる。

しかし、診療報酬にはそのような仕組みはない。原油価格の上昇が医療機関に与える影響も考慮する必要がある。



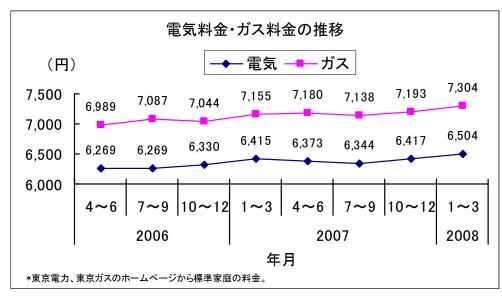


2

日医定例記者会見「『平成20年度予算編成の基本方針』の閣議決定を受けて」【抜粋】

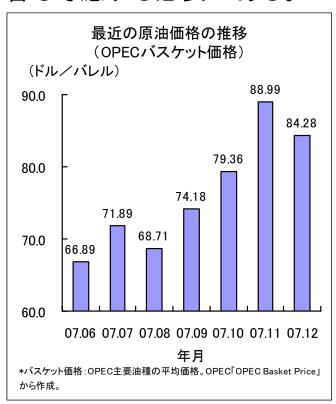


### 診療報酬には光熱水費の上昇を反映させる仕組みがない。しかし、 原油価格の上昇が医療機関に与える影響も考慮する必要がある。





		2006(H18)	2007(H19)	累計
	電気	0.5%	1.4%	1.9%
	ガス	3.9%	1.9%	5.8%
	加重平均	2.3%	1.7%	4.0%



過去2年間で、電気・ガス料金は約4%上昇した。現在も、原油価格の上昇がつづいている。医療機関でも、車両費(ガソリン代)、給食材料費、旅費交通費、医療消耗費(ディスポ注射器等)、修繕費、減価償却費(建築資材)等、さまざまな費用に影響が出ると懸念される。

## 医療費の将来推計の手順

本文50~54頁

直近の1人当たり医療費の伸びで延伸 一般1.2%、高齢者1.6% (グランドデザイン2007推計時には一般0.9%、高齢者1.0%)



#### 現状の医療費に追加すべきコスト

- ① 医療安全に係るコスト 中医協で報告された医療安全に関するコスト調査結果から、最低限年間4,995 億円がかかっているとして加算。
- ② 医療機関の再生産のためのコスト 電気料金、ガス料金と同様に、再生産のため事業資産の約3%相当を加算。



#### 将来にむけて加味するコスト

賃金上昇率・物価上昇率を加味。 当面、医師養成数を最大化すること、かつ十分な病床を確保することを加味。

(グランドデザイン2007の推計には織り込んでいない項目)

経済危機克服のための「有識者会合」(社会保障)【抜粋】

# 医療分野における緊急課題(3か月以内)

医療機関、特に診療所における資金繰りの行き詰まり。 次回の賞与時期(6月、7月)に向けて危機的状況。

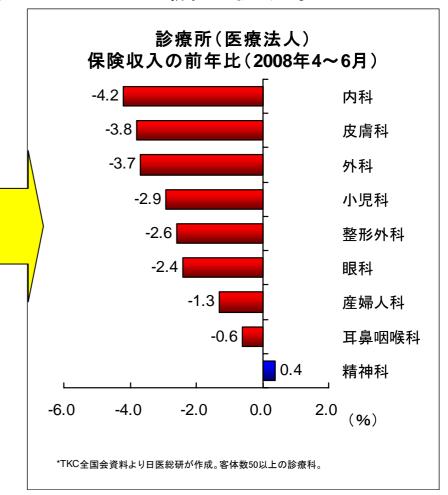
## 原材料価格高騰対応等 緊急保証制度

(主な要件)

指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

現在760業種が対象。

## 医療機関は対象ではない



# 景気対応緊急保証制度

#### ■概要

- ・ 対象業種を一部の例外業種を除き、<u>原則全業種を指定</u>(業種分類を大括り)
- ・期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- ・緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加(36兆円)

### ■対象

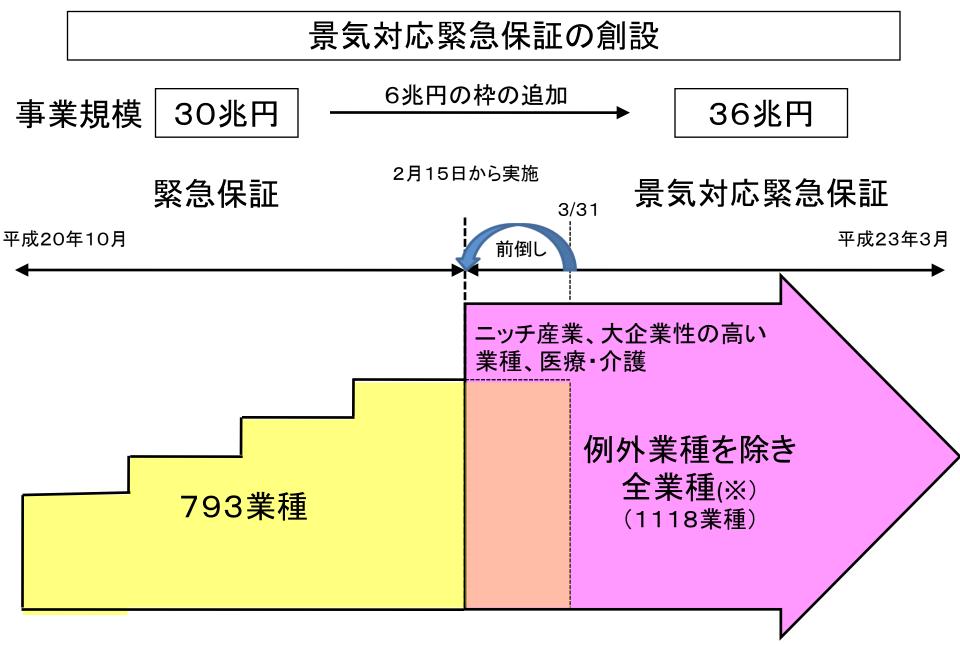
・指定業種に属し、売上減少(前年比▲3%)(※)などについて市区町村長の認定(※)企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少(▲3%)基準を導入

#### ■ 内容

- 保証限度額8,000万円(無担保)、2億円(有担保)※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- 。信用伊証协会の100%伊証(書任共方制度の計名材)
- 信用保証協会の100%保証(責任共有制度の対象外)
- ・保証期間は10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率は0.8%以下

#### ■ 保証・融資審査について

- ・ 金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。
  - 例:2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの 経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。
- 100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。



(※)農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等を除き、原則として全ての業種を対象

#### 〈原則として、全業種の中小企業が利用可能な、使い勝手を高めた保証〉

#### 〇業種指定

- →現行の一般保証でも対象としていない例外業種(※1)を除き、全業種 を対象(これにより平成10年の特別保証と同じ「間口(※2)」を確保)
  - (※1)農林水産業、金融·保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治·経済、文化団体、宗教等
  - (※2)現行の緊急保証の対象業種793から対象範囲が1118業種に拡大
- →業種の指定に用いる「分類」を大括り化(細分類(1269)から中分類 (97(※))へ)
  - (※)うち、今回82分類を指定

#### 〇企業認定

- →業種指定分類の大括り化により、市区町村での企業認定手続きを簡易にし、スピードを速める
- →売上比較を前年比減少基準に加え、2年前基準を追加(業況低迷の 長期化を考慮)
- 〇保証によるリスク低減に応じた金利引き下げ要請(中小企業の負担を 軽減)